

取引変更依頼書のご案内

弊社の取引先コードを既にお持ちで、登録内容に変更が生じた場合、「変更依頼書」にご記入ください。
尚、取引先コードをお持ちの営業所同士の統合等で、現在お持ちの番号は使用せず、新しく番号を取得する場合には「新規取引伺書」にご記入いただきます。新規か変更か判断にお困りの際は右下の連絡先迄ご連絡ください。

取引変更依頼書の記入について

- ①記入していただいた住所へ「注文書」「支払通知書」「手形」が届くことになります。
上記の3点をそれぞれ別の事業所にお送りすることが出来ませんので、その場合は貴社社内間にてご対応をお願いいたします。
- ②変更の理由をご記入ください。
営業所の統合、新しい支店の設立等、簡単なもので構いません。
- ③各項目の変更の有無に✓を付けていただき、有に✓をつけた項目欄のみご記入ください。
- ④建設業の許可をお持ちで会社・代表者・所在地等に変更があった場合は以下の書類を添付書類としてご提出ください。いずれも建設業の許可証に関する書類となります。
 - 社名・代表者名・住所等、建設業の許可証に記載の情報に変更のあった場合
許可証発行機関へ提出する「変更届出書」の写し
 - 建設業許可を新たに取り直した場合
「一般・特定 建設業の許可について(通知)」の写し
※支店／営業所の契約の場合は申請営業所等記載の別表も添付
- ⑤請求印と領収印の押印をお願いします。
両印が同じ場合も両方の押印部分に押してください。

書類送付の際、下の点線に沿って切り取り、封筒に貼ってご使用ください。

----- キリトリ -----

〒105-0013
東京都港区浜松町2-6-5浜松町エクセレントビル6階

株式会社 合田工務店 東京本店
管理部管理課 行

「取引変更依頼書」在中

その他、ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

<支払の確認、口座に関して>
管理部管理課 TEL:03-5843-8075

<取引変更依頼書の書き方、注文書・請書に関して>
建築部建築課 TEL:03-5843-8076

キ
リ
ト
リ